

令和7年4月1日
四国電力株式会社

2025年3月23日に発生した林野火災により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

2025年3月23日に発生した林野火災により被災されたお客さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当社は、2025年3月23日に発生した林野火災により災害救助法が適用された愛媛県今治市および西条市において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等について特別措置を講じることとし、2025年3月27日、経済産業大臣に申請し、本日認可を受けましたので、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 対象地域

愛媛県今治市、西条市

2. 今回認可を受けた特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日^{※1}の延長

被災されたお客さまの2025年2月分（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）、3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日を各々1カ月延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金^{※2}の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないで需給契約を廃止し、2025年9月末日までに被災前と同じ契約内容で電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費^{※3}の免除

被災されたお客さまが、2025年9月末日までに臨時電灯または臨時電力のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合、2025年9月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除
被災されたお客さまが、2025年9月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その初回の工事に要した費用は申し受けません。

(注) ※1 : 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2、3: 工事費負担金および臨時工事費とは、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

3. 自由料金お客さまへの特別措置

自由料金のお客さまからお申し出があった場合には、「2. 今回認可を受けた特別措置の内容」と同様の措置を講じるとともに、一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める「災害救助法が適用された場合等の特別措置」に準じた措置を行います。

詳細は、改めて当社HPにてお知らせいたします。

4. 特別措置のお申込み・お問い合わせ先

対 象 地 域		当 社 事 業 場	
愛媛県	今治市	愛媛支店	TEL. 0120-410-452
	西条市	東予営業所	TEL. 0120-102-960

[お電話の受付時間] 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除きます。

なお、特別措置の適用にあたっては、原則として、罹災証明書等のご提出が必要になります。

以 上